

山梨県公報

第千八百七十三号

平成二十年

七月二十八日

月 曜 日

目次

道路の供用開始.....四三九
収入証紙売りさばき人からの変更の願い出.....四三九

告示

山梨県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年七月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	日影笹子線	甲州市大和町日影字上之段三〇 七番の四地先から 甲州市大和町日影字上之段三〇 七番の四地先まで	二一・五	平成二十年 七月二十八 日

山梨県告示第三百四十号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人からの変更の願い出を適当と認めた。
平成二十年七月二十八日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所		住所	氏名	変更年月日
新	大月市大月町真木百九十七番地三 大月警察署内	大月市大月町真木百九十七番地三	財団法人山梨県交通安全協会大月支所	平成二十年七月一日
旧	大月市大月町真木百九十七番地三 大月警察署内 都留市下谷三丁目一番十八号 大月警察署都留分庁舎内			

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番